

市街化調整区域における開発許可等の主な取扱いについて新旧対照表

改 定	現 行
<p>※文書全体 <u>「、」を用いる。</u></p> <p>I (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの（法第29条第1項第11号、政令第22条）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附属建築物（政令第22条第2号）</p> <p>① 既存の主要建築物と用途上不可分な関係にある車庫・物置・小屋・その他これらに類する小規模な建築物で、主要建築物の敷地の拡張を伴わないもの<u>が対象です。また、附属建築物を建築する場所が、主要建築物の敷地内か敷地外かによって取扱いが異なります。</u></p> <p>② (略)</p> <p>附属建築物の取扱い 法第29条第1項第11号 政令第22条第2号 附属建築物の建築（新築に限る。）で、次の各号に該当する場合は許可不要とします。（開発行為を伴わない土地における建築行為についても次の各号に該当する場合は許可不要とします。）</p> <p>(1) 開発（敷地）面積は100㎡以下。<u>（主要建築物の敷地外に建築する場合）</u></p>	<p><u>「,」と「、」が混在。</u></p> <p>I (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの（法第29条第1項第11号、政令第22条）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附属建築物（政令第22条第2号）</p> <p>① 既存の主要建築物と用途上不可分な関係にある車庫・物置・小屋・その他これらに類する小規模な建築物で、主要建築物の敷地の拡張を伴わないもの。</p> <p>② (略)</p> <p>附属建築物の取扱い 法第29条第1項第11号 政令第22条第2号 附属建築物の建築（新築に限る。）で、次の各号に該当する場合は許可不要とします。（開発行為を伴わない土地における建築行為についても次の各号に該当する場合は許可不要とします。）</p> <p>(1) 開発（敷地）面積は100㎡以下。</p>

市街化調整区域における開発許可等の主な取扱いについて新旧対照表

改 定	現 行
<p>(2) 分筆は条件としないが、実測図、境界杭の表示は求めます。</p> <p>(3) 建築物は、車庫、物置及びこれらに類する附属建築物で、建築面積が50㎡以下で、2階以下の建築物とします。<u>(建築面積及び階数の制限は、主要建築物の敷地外に建築する場合)</u></p> <p>(4) 主要建築物の位置関係は、隣接する土地、近接する土地を含め、地域の実情を勘案して取扱います。<u>(主要建築物の敷地外に建築する場合)</u></p> <p>(5) 建築確認申請上において、主要建築物の増築とされる場合で敷地の増となるものは、本項の適用をしません。</p> <p>(6) 本項の適用は原則として、主要建築物につき一回とします。</p> <p>(7) 建築確認の申請者は主要建築物の使用者と同一人（一般承継人を含む。）とします。</p>	<p>(2) 分筆は条件としないが、実測図、境界杭の表示は求めます。</p> <p>(3) 建築物は、車庫、物置及びこれらに類する附属建築物で、建築面積が50㎡以下で、2階以下の建築物とします。</p> <p>(4) 主要建築物の位置関係は、隣接する土地、近接する土地を含め、地域の実情を勘案して取扱います。</p> <p>(5) 建築確認申請上において、主要建築物の増築とされる場合で敷地の増となるものは、本項の適用をしません。</p> <p>(6) 本項の適用は原則として、主要建築物につき一回とします。</p> <p>(7) 建築確認の申請者は主要建築物の使用者と同一人（一般承継人を含む。）とします。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>II (略)</p>	<p>II (略)</p>
<p>1 第1号 公益上必要な建築物、日常生活に必要な店舗等</p>	<p>1 第1号 公益上必要な建築物、日常生活に必要な店舗等</p>
<p>(1) 公共公益施設</p>	<p>(1) 公共公益施設</p>
<p>公共公益施設は、指定通知等により行政が深く関与している施設です。ただし、指定通知等を受ける際には、開発許可の手続きは完了し、建築物の建築が完了している状況となるため、開発行為を許可する際には、当該施設が開発区域周辺に居住している者のために必要な公共公益施設であることや開設の見込みがあることを事業者（申請者）や所管部署に確認する必要があります。<u>なお、開発行為において第1号への適合可否は「立地基準」による判断・開発許可であるため、施設</u></p>	<p>公共公益施設は、指定通知等により行政が深く関与している施設です。ただし、指定通知等を受ける際には、開発許可の手続きは完了し、建築物の建築が完了している状況となるため、開発行為を許可する際には、当該施設が開発区域周辺に居住している者のために必要な公共公益施設であることや開設の見込みがあることを事業者（申請者）や所管部署に確認する必要があります。</p>

市街化調整区域における開発許可等の主な取扱いについて新旧対照表

改 定	現 行												
<p><u>の開設可否・許認可手続きは別途所管部署との協議が必要です。</u></p> <p><u>後述の「*5の訪問看護事業所」以外の施設において、</u>第1号により開発許可を受けたい場合は、許可申請前に事業者（申請者）が所管部署に対して様式1-1及び様式1-2により協議が調っていることを要件とします。<u>また、指定通知の事業内容と開発許可時の事業内容が異なる場合は、開発許可権者との協議・許可判断・許可手続きが必要</u>です。</p> <p>（略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 第9号 沿道サービス施設</p> <p>（1）休憩所</p> <table border="1"> <tr> <td>予定建築物の用途</td> <td>ドライブイン （略）</td> <td>コンビニエンスストア ただし、日本標準産業分類の「細分類 <u>5631</u> コンビニエンスストア」に分類される施設とする。</td> </tr> <tr> <td>以下（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（2） （略）</p> <p>11～16 （略）</p> <p>Ⅲ～Ⅴ （略）</p> <p>資料1 （略）</p> <p>資料2 <u>消防課</u></p>	予定建築物の用途	ドライブイン （略）	コンビニエンスストア ただし、日本標準産業分類の「細分類 <u>5631</u> コンビニエンスストア」に分類される施設とする。	以下（略）			<p>第1号により開発許可を受けたい場合は、許可申請前に事業者（申請者）が所管部署に対して様式1-1及び様式1-2により協議が調っていることを要件とします。</p> <p>（略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 第9号 沿道サービス施設</p> <p>（1）休憩所</p> <table border="1"> <tr> <td>予定建築物の用途</td> <td>ドライブイン （略）</td> <td>コンビニエンスストア ただし、日本標準産業分類の「細分類 <u>5891</u> コンビニエンスストア <u>（飲食料品を中心とするものに限る）</u>」に分類される施設とする。</td> </tr> <tr> <td>以下（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（2） （略）</p> <p>11～16 （略）</p> <p>Ⅲ～Ⅴ （略）</p> <p>資料1 （略）</p> <p>資料2 <u>地域防災課</u></p>	予定建築物の用途	ドライブイン （略）	コンビニエンスストア ただし、日本標準産業分類の「細分類 <u>5891</u> コンビニエンスストア <u>（飲食料品を中心とするものに限る）</u> 」に分類される施設とする。	以下（略）		
予定建築物の用途	ドライブイン （略）	コンビニエンスストア ただし、日本標準産業分類の「細分類 <u>5631</u> コンビニエンスストア」に分類される施設とする。											
以下（略）													
予定建築物の用途	ドライブイン （略）	コンビニエンスストア ただし、日本標準産業分類の「細分類 <u>5891</u> コンビニエンスストア <u>（飲食料品を中心とするものに限る）</u> 」に分類される施設とする。											
以下（略）													

市街化調整区域における開発許可等の主な取扱いについて新旧対照表

改 定	現 行
<p>様式 1 - 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(様式 1 - 1) 年 月 日</p> <p>(市所管部署名) 様</p> <p style="text-align: right;">(申請事業者名)</p> <p style="text-align: center;">都市計画法第 3 4 条第 1 号にかかる公共公益施設である証明について (依頼)</p> <p>下記の施設について、都市計画法第 3 4 条第 1 号 (または同法施行令第 3 6 条第 1 項第 3 号イにかかる都市計画法第 3 4 条第 1 号) による区域の周辺の居住している者のために公益上必要な建築物として許可を受けたいことから、(福祉・医療・教育) 施策上の観点から支障がないこと及び当該施設の開設の見込みについて証明願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設名称 (仮称) ××××××××××</p> <p>2 事業の内容 (「* 5 に該当する訪問看護事業所」以外で「○」が付与された施設を記載)</p> <p>3 所在地 新潟市○○区△△×××番</p> <p>4 開設者 新潟市○○区△△×××番 株式会社 □□□□□ 代表取締役 ** **</p> <p>5 所管部署との協議状況 別記様式 1 のとおり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【担当連絡先】 株式会社□□□□□○部△△課 担当：□□ 電話 025-***.*****</p> </div> </div>	<p>様式 1 - 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(様式 1 - 1) 年 月 日</p> <p>(市所管部署名) 様</p> <p style="text-align: right;">(申請事業者名)</p> <p style="text-align: center;">都市計画法第 3 4 条第 1 号にかかる公共公益施設である証明について (依頼)</p> <p>下記の施設について、都市計画法第 3 4 条第 1 号 (または同法施行令第 3 6 条第 1 項第 3 号イにかかる都市計画法第 3 4 条第 1 号) による区域の周辺の居住している者のために公益上必要な建築物として許可を受けたいことから、(福祉・医療・教育) 施策上の観点から支障がないこと及び当該施設の開設の見込みについて証明願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設名称 (仮称) ××××××××××</p> <p>2 事業の内容 (表に「○」が付与された施設または * 5 に該当する訪問看護事業所を記載)</p> <p>3 所在地 新潟市○○区△△×××番</p> <p>4 開設者 新潟市○○区△△×××番 株式会社 □□□□□ 代表取締役 ** **</p> <p>5 所管部署との協議状況 別記様式 1 のとおり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【担当連絡先】 株式会社□□□□□○部△△課 担当：□□ 電話 025-***.*****</p> </div> </div>

市街化調整区域における開発許可等の主な取扱いについて新旧対照表

改 定	現 行
<p>様式 1 - 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(様式 1 - 2) 年 月 日</p> <p>(申請事業者名) 様 (市所管部署名)</p> <p style="text-align: center;">都市計画法第 3 4 条第 1 号にかかる公共公益施設である証明について (回答)</p> <p>年 月 日付依頼のありました標題の件について、計画段階での事前協議の結果、下記のとおりと判断しましたので回答します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設名称 (仮称) ××××××××××</p> <p>2 事業内容 (表に「○」が付与された施設または*5に該当する訪問看護事業所を記載)</p> <p>3 所在地 新潟市○○区△△×××番</p> <p>4 開設者 新潟市○○区△△×××番 株式会社 □□□□□ 代表取締役 ** **</p> <p>5 所管部署の判断 支障なし (開設見込みあり) ・ 支障あり (開設見込みなし) ※詳細は別記様式 1 のとおり</p> <p>6 その他 ・本協議は計画段階の「事業計画・経営計画」をもとに、施策上支障がないこと及び当該施設の開設見込みの見解を示したものであるため、本証明をもって指定通知や開発許可・建築許可等を担保するものではありません。 ・開発許可または建築許可の手続きは、申請に必要な様式及び本協議書の写しを添付のうえ、区役所建設課と協議してください。 ・本協議後に事業内容等の変更となった場合は、開発許可申請または建築許可申請の前に再度協議して下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【担当連絡先】 新潟市○○部△△課××××係 担当：□□ 電話 025-226-**** (内線：*****)</p> </div> </div>	<p>様式 1 - 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(様式 1 - 2) 年 月 日</p> <p>(申請事業者名) 様 (市所管部署名)</p> <p style="text-align: center;">都市計画法第 3 4 条第 1 号にかかる公共公益施設である証明について (回答)</p> <p>年 月 日付依頼のありました標題の件について、計画段階での事前協議の結果、下記のとおりと判断しましたので回答します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設名称 (仮称) ××××××××××</p> <p>2 事業内容 (表に「○」が付与された施設または*5に該当する訪問看護事業所を記載)</p> <p>3 所在地 新潟市○○区△△×××番</p> <p>4 開設者 新潟市○○区△△×××番 株式会社 □□□□□ 代表取締役 ** **</p> <p>5 所管部署の判断 支障なし (開設見込みあり) ・ 支障あり (開設見込みなし) ※詳細は別記様式 1 のとおり</p> <p>6 その他 ・本協議は計画段階の「事業計画・経営計画」をもとに、施策上支障がないこと及び当該施設の開設見込みの見解を示したものであるため、本証明をもって指定通知や開発許可・建築許可等を担保するものではありません。 ・開発許可または建築許可の手続きは、申請に必要な様式及び本協議書の写しを添付のうえ、区役所建設課と協議してください。 ・本協議後に事業内容等の変更となった場合は、開発許可申請または建築許可申請の前に再度協議して下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【担当連絡先】 新潟市○○部△△課××××係 担当：□□ 電話 025-226-**** (内線：*****)</p> </div> </div>

市街化調整区域における開発許可等の主な取扱いについて新旧対照表

改 定	現 行																																																																						
<p>別記様式 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(別記様式 1) 都市計画法第 3 4 条第 1 号にかかる公共公益施設であることの証明 ※ 5 の訪問看護事業所を除く</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">施設名称</td> <td>(仮称) ××××××××</td> </tr> <tr> <td>敷地の所在地</td> <td>新潟市○○区△△××番</td> </tr> <tr> <td>開発区域面積</td> <td>平方メートル</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>(表に「○」が付与された施設または※ 5 に該当する訪問看護事業所を記載)</td> </tr> <tr> <td>施設利用者数</td> <td>○○人</td> </tr> <tr> <td>添付図書</td> <td>無・有 ()</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">協議内容</th> <th style="width: 30%;">事業者の考え</th> <th style="width: 30%;">所管部署の考え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>当該施設の設置検討に至った背景や理由</td> <td> ※確認する視点 ・現状の課題についての認識確認 ・当該施設の課題解決に向けた役割を担うため、等 </td> <td> ※左記をふまえた所管部署の考え ・当該施設が課題解決に向けた役割を担うため、支障はない等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>市街化を促進させる施設ではない理由</td> <td> ※確認する視点 ・新たな公共施設(道路、下水道等)の整備が伴わないこと ・施設利用者数が少数であること ・交通量の著しい増加が無いこと ・周辺に同種の施設が多数設置される見込みがないこと 等 </td> <td> ※左記をふまえた所管部署の考え ・新たな公共施設の整備は伴わないことや、交通量が著しく増加する見込みがないため、支障はない等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>主たる利用者が開発区域周辺の居住者である根拠</td> <td> ※確認する視点 ・市が定める需給計画との整合 ・利用対象者の予測 ・事業計画上の需要推計 等 </td> <td> ※左記をふまえた所管部署の考え ・需要推計が妥当で、利用者は開発区域周辺の居住者であると考えられることから、支障はない等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>市街化調整区域である当該地に、当該施設の立地が必要である理由</td> <td> ※確認する視点 ・市の上位計画との整合 ・当該地周辺の居住状況や想定利用者数をふまえた必要性 ・同種施設の配置状況 等 </td> <td> ※左記をふまえた所管部署の考え ・市の上位計画と整合し、市街化調整区域である当該地への立地が必要と考えるため、支障はない等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>総合的な判断・妥当性や福祉施策上の支障の有無、開設の見込み</td> <td> ※確認する視点 ・開発区域の周辺の居住している者のための公益上必要な建築物か ・資金計画や需要推計、施設設置の必要性や市の上位計画との整合性等、本事業の計画が適合している理由 ・(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 等 </td> <td> ※施設設置の妥当性、(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 開設の見込み判断 等 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	施設名称	(仮称) ××××××××	敷地の所在地	新潟市○○区△△××番	開発区域面積	平方メートル	事業内容	(表に「○」が付与された施設または※ 5 に該当する訪問看護事業所を記載)	施設利用者数	○○人	添付図書	無・有 ()		協議内容	事業者の考え	所管部署の考え	1	当該施設の設置検討に至った背景や理由	※確認する視点 ・現状の課題についての認識確認 ・当該施設の課題解決に向けた役割を担うため、等	※左記をふまえた所管部署の考え ・当該施設が課題解決に向けた役割を担うため、支障はない等	2	市街化を促進させる施設ではない理由	※確認する視点 ・新たな公共施設(道路、下水道等)の整備が伴わないこと ・施設利用者数が少数であること ・交通量の著しい増加が無いこと ・周辺に同種の施設が多数設置される見込みがないこと 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・新たな公共施設の整備は伴わないことや、交通量が著しく増加する見込みがないため、支障はない等	3	主たる利用者が開発区域周辺の居住者である根拠	※確認する視点 ・市が定める需給計画との整合 ・利用対象者の予測 ・事業計画上の需要推計 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・需要推計が妥当で、利用者は開発区域周辺の居住者であると考えられることから、支障はない等	4	市街化調整区域である当該地に、当該施設の立地が必要である理由	※確認する視点 ・市の上位計画との整合 ・当該地周辺の居住状況や想定利用者数をふまえた必要性 ・同種施設の配置状況 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・市の上位計画と整合し、市街化調整区域である当該地への立地が必要と考えるため、支障はない等	5	総合的な判断・妥当性や福祉施策上の支障の有無、開設の見込み	※確認する視点 ・開発区域の周辺の居住している者のための公益上必要な建築物か ・資金計画や需要推計、施設設置の必要性や市の上位計画との整合性等、本事業の計画が適合している理由 ・(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 等	※施設設置の妥当性、(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 開設の見込み判断 等	<p>別記様式 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(別記様式 1) 都市計画法第 3 4 条第 1 号にかかる公共公益施設であることの証明</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">施設名称</td> <td>(仮称) ××××××××</td> </tr> <tr> <td>敷地の所在地</td> <td>新潟市○○区△△××番</td> </tr> <tr> <td>開発区域面積</td> <td>平方メートル</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>(表に「○」が付与された施設または※ 5 に該当する訪問看護事業所を記載)</td> </tr> <tr> <td>施設利用者数</td> <td>○○人</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">協議内容</th> <th style="width: 30%;">事業者の考え</th> <th style="width: 30%;">所管部署の考え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>当該施設の設置検討に至った背景や理由</td> <td> ※確認する視点 ・現状の課題についての認識確認 ・当該施設の課題解決に向けた役割を担うため、等 </td> <td> ※左記をふまえた所管部署の考え ・当該施設が課題解決に向けた役割を担うため、支障はない等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>市街化を促進させる施設ではない理由</td> <td> ※確認する視点 ・新たな公共施設(道路、下水道等)の整備が伴わないこと ・施設利用者数が少数であること ・交通量の著しい増加が無いこと ・周辺に同種の施設が多数設置される見込みがないこと 等 </td> <td> ※左記をふまえた所管部署の考え ・新たな公共施設の整備は伴わないことや、交通量が著しく増加する見込みがないため、支障はない等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>主たる利用者が開発区域周辺の居住者である根拠</td> <td> ※確認する視点 ・市が定める需給計画との整合 ・利用対象者の予測 ・事業計画上の需要推計 等 </td> <td> ※左記をふまえた所管部署の考え ・需要推計が妥当で、利用者は開発区域周辺の居住者であると考えられることから、支障はない等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>市街化調整区域である当該地に、当該施設の立地が必要である理由</td> <td> ※確認する視点 ・市の上位計画との整合 ・当該地周辺の居住状況や想定利用者数をふまえた必要性 ・同種施設の配置状況 等 </td> <td> ※左記をふまえた所管部署の考え ・市の上位計画と整合し、市街化調整区域である当該地への立地が必要と考えるため、支障はない等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>総合的な判断・妥当性や福祉施策上の支障の有無、開設の見込み</td> <td> ※確認する視点 ・開発区域の周辺の居住している者のための公益上必要な建築物か ・資金計画や需要推計、施設設置の必要性や市の上位計画との整合性等、本事業の計画が適合している理由 ・(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 等 </td> <td> ※施設設置の妥当性、(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 開設の見込み判断 等 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	施設名称	(仮称) ××××××××	敷地の所在地	新潟市○○区△△××番	開発区域面積	平方メートル	事業内容	(表に「○」が付与された施設または※ 5 に該当する訪問看護事業所を記載)	施設利用者数	○○人		協議内容	事業者の考え	所管部署の考え	1	当該施設の設置検討に至った背景や理由	※確認する視点 ・現状の課題についての認識確認 ・当該施設の課題解決に向けた役割を担うため、等	※左記をふまえた所管部署の考え ・当該施設が課題解決に向けた役割を担うため、支障はない等	2	市街化を促進させる施設ではない理由	※確認する視点 ・新たな公共施設(道路、下水道等)の整備が伴わないこと ・施設利用者数が少数であること ・交通量の著しい増加が無いこと ・周辺に同種の施設が多数設置される見込みがないこと 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・新たな公共施設の整備は伴わないことや、交通量が著しく増加する見込みがないため、支障はない等	3	主たる利用者が開発区域周辺の居住者である根拠	※確認する視点 ・市が定める需給計画との整合 ・利用対象者の予測 ・事業計画上の需要推計 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・需要推計が妥当で、利用者は開発区域周辺の居住者であると考えられることから、支障はない等	4	市街化調整区域である当該地に、当該施設の立地が必要である理由	※確認する視点 ・市の上位計画との整合 ・当該地周辺の居住状況や想定利用者数をふまえた必要性 ・同種施設の配置状況 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・市の上位計画と整合し、市街化調整区域である当該地への立地が必要と考えるため、支障はない等	5	総合的な判断・妥当性や福祉施策上の支障の有無、開設の見込み	※確認する視点 ・開発区域の周辺の居住している者のための公益上必要な建築物か ・資金計画や需要推計、施設設置の必要性や市の上位計画との整合性等、本事業の計画が適合している理由 ・(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 等	※施設設置の妥当性、(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 開設の見込み判断 等
施設名称	(仮称) ××××××××																																																																						
敷地の所在地	新潟市○○区△△××番																																																																						
開発区域面積	平方メートル																																																																						
事業内容	(表に「○」が付与された施設または※ 5 に該当する訪問看護事業所を記載)																																																																						
施設利用者数	○○人																																																																						
添付図書	無・有 ()																																																																						
	協議内容	事業者の考え	所管部署の考え																																																																				
1	当該施設の設置検討に至った背景や理由	※確認する視点 ・現状の課題についての認識確認 ・当該施設の課題解決に向けた役割を担うため、等	※左記をふまえた所管部署の考え ・当該施設が課題解決に向けた役割を担うため、支障はない等																																																																				
2	市街化を促進させる施設ではない理由	※確認する視点 ・新たな公共施設(道路、下水道等)の整備が伴わないこと ・施設利用者数が少数であること ・交通量の著しい増加が無いこと ・周辺に同種の施設が多数設置される見込みがないこと 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・新たな公共施設の整備は伴わないことや、交通量が著しく増加する見込みがないため、支障はない等																																																																				
3	主たる利用者が開発区域周辺の居住者である根拠	※確認する視点 ・市が定める需給計画との整合 ・利用対象者の予測 ・事業計画上の需要推計 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・需要推計が妥当で、利用者は開発区域周辺の居住者であると考えられることから、支障はない等																																																																				
4	市街化調整区域である当該地に、当該施設の立地が必要である理由	※確認する視点 ・市の上位計画との整合 ・当該地周辺の居住状況や想定利用者数をふまえた必要性 ・同種施設の配置状況 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・市の上位計画と整合し、市街化調整区域である当該地への立地が必要と考えるため、支障はない等																																																																				
5	総合的な判断・妥当性や福祉施策上の支障の有無、開設の見込み	※確認する視点 ・開発区域の周辺の居住している者のための公益上必要な建築物か ・資金計画や需要推計、施設設置の必要性や市の上位計画との整合性等、本事業の計画が適合している理由 ・(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 等	※施設設置の妥当性、(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 開設の見込み判断 等																																																																				
施設名称	(仮称) ××××××××																																																																						
敷地の所在地	新潟市○○区△△××番																																																																						
開発区域面積	平方メートル																																																																						
事業内容	(表に「○」が付与された施設または※ 5 に該当する訪問看護事業所を記載)																																																																						
施設利用者数	○○人																																																																						
	協議内容	事業者の考え	所管部署の考え																																																																				
1	当該施設の設置検討に至った背景や理由	※確認する視点 ・現状の課題についての認識確認 ・当該施設の課題解決に向けた役割を担うため、等	※左記をふまえた所管部署の考え ・当該施設が課題解決に向けた役割を担うため、支障はない等																																																																				
2	市街化を促進させる施設ではない理由	※確認する視点 ・新たな公共施設(道路、下水道等)の整備が伴わないこと ・施設利用者数が少数であること ・交通量の著しい増加が無いこと ・周辺に同種の施設が多数設置される見込みがないこと 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・新たな公共施設の整備は伴わないことや、交通量が著しく増加する見込みがないため、支障はない等																																																																				
3	主たる利用者が開発区域周辺の居住者である根拠	※確認する視点 ・市が定める需給計画との整合 ・利用対象者の予測 ・事業計画上の需要推計 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・需要推計が妥当で、利用者は開発区域周辺の居住者であると考えられることから、支障はない等																																																																				
4	市街化調整区域である当該地に、当該施設の立地が必要である理由	※確認する視点 ・市の上位計画との整合 ・当該地周辺の居住状況や想定利用者数をふまえた必要性 ・同種施設の配置状況 等	※左記をふまえた所管部署の考え ・市の上位計画と整合し、市街化調整区域である当該地への立地が必要と考えるため、支障はない等																																																																				
5	総合的な判断・妥当性や福祉施策上の支障の有無、開設の見込み	※確認する視点 ・開発区域の周辺の居住している者のための公益上必要な建築物か ・資金計画や需要推計、施設設置の必要性や市の上位計画との整合性等、本事業の計画が適合している理由 ・(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 等	※施設設置の妥当性、(福祉・医療・教育) 施策上支障がない施設か 開設の見込み判断 等																																																																				